

# 第79期定時株主総会招集ご通知添付書類

## 第 7 9 期 事 業 年 度

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告

日本テレビ放送網株式会社

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響やデフレ及び急速な円高の進行などにより、依然として厳しい状況が続いておりますが、企業の生産活動や雇用情勢において緩やかな持ち直しの動きが見られます。

このような経済環境の中、平成23年の日本の総広告費（暦年、㈱電通調べ）は、東日本大震災の後に起きた広告自粛ムードなどが影響し、5兆7,096億円（前年比97.7%）と4年連続で減少となり、そのうちテレビ広告費は1兆7,237億円（前年比99.5%）となりました。

こうした状況の中、当社は「視聴率トップ奪還」を目指して努力してまいりましたが、平成23年の年間視聴率（平成23年1月3日～平成24年1月1日）及び平成23年度の年度視聴率（平成23年4月4日～平成24年4月1日）に関し、全日帯（6～24時）、プライム帯（19～23時）、ゴールデン帯（19～22時）の三部門全てにおいて在京キー局トップとなり、視聴率三冠王を達成しました。

当連結会計年度における当社グループの連結売上高は、主たる事業であるコンテンツビジネス事業におきましてテレビ広告収入や映画事業の興行収入、テレビ通販の収入が前連結会計年度を上回ったことに加え、連結子会社の㈱バップがコンテンツ販売収入を中心に増収となったことなどにより、前連結会計年度に比べ75億6千5百万円（+2.5%）増収の3,054億6千万円となりました。売上原価と販売費及び一般管理費を合わせた営業費用は、引き続きコストコントロールの徹底を行っておりますが、主にコンテンツビジネス事業の増収に伴う費用の増加により、前連結会計年度に比べ69億8千6百万円（+2.6%）増加し、2,732億1千万円となりました。この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ5億7千8百万円（+1.8%）増益の322億4千9百万円となりました。経常利益につきましては、関連会社の好調な業績によって持分法による投資利益が増加しましたが、前連結会計年度に多額の投資事業組合運用益を計上した反動減などにより、前連結会計年度に比べ8億円（△2.1%）減益の379億2百万円となりました。一方、当期純利益は、特別損失において前連結会計年度に多額の投資有価証券評価損を計上した反動などにより、前連結会計年度に比べ16億8千万円（+8.0%）増益の227億2千9百万円となりました。

## 企業集団の事業別営業の状況等

### ア. コンテンツビジネス事業

テレビ広告収入のうちタイム収入は、前連結会計年度に「2010FIFAワールドカップ 南アフリカ大会」による収入を計上したことの反動減がありましたが、レギュラー番組枠での収入の増加や「FIFAクラブワールドカップ Japan 2011」などの単発番組による収入により、前連結会計年度に比べ29億3千2百万円（+2.8%）増収の1,088億5千8百万円となりました。また、スポット収入は、スポット広告費の地区投下量が前年を上回る中、平成23年の年間視聴率及び平成23年度の年度視聴率の三冠王獲得というプラス要因もあり、前連結会計年度に比べ11億9千3百万円（+1.2%）増収の1,045億3千万円となりました。この結果、テレビ広告収入は前連結会計年度に比べ41億2千5百万円（+2.0%）増収の2,133億8千9百万円となりました。

コンテンツ販売収入は、ネットワーク局やBS・CSといった衛星放送局、ケーブルテレビ局への番組販売が好調に推移したことに加え、(株)パップにおいてスマートフォン普及による配信ゲームなどの権利収入が増加したことから、前連結会計年度に比べ32億1千1百万円（+9.6%）増収の366億6千1百万円となりました。

物品販売収入は、通販特別番組による販売収入が増加するとともに、(株)パップにおいてもDVD/BDの販売が好調に推移しましたが、同社の音楽CDの販売が振るわず、前連結会計年度に比べ11億8千8百万円（△3.4%）減収の335億5千万円となりました。

興行収入は、映画事業において「GANTZ PERFECT ANSWER」「映画怪物くん」「ALWAYS 三丁目の夕日'64」といった当社の大型幹事映画作品があり、前連結会計年度に比べ12億8千8百万円（+14.9%）増収の99億2千8百万円となりました。

この結果、コンテンツビジネス事業の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含め、前連結会計年度に比べ77億1千8百万円（+2.6%）増収の3,004億2千4百万円となりました。一方、費用につきましては、視聴率三冠王奪還に向けた単発番組の投入などに伴う番組制作費の増加や、映画事業・通販事業の拡大に伴う費用の増加、(株)パップのコンテンツ販売収入増に伴う原価の増加などがあり、コンテンツビジネス事業の営業利益は、前連結会計年度に比べ6億7千1百万円（+2.2%）増益の305億3千3百万円となりました。

### 番組編成

前述のとおり、当社は平成23年の年間視聴率及び年度視聴率ともに、全日帯・プライム帯・ゴールデン帯の三部門全てにおいて在京キー局トップとなりました。年度の三冠王は平成14年度以来9年ぶり、年間の三冠王は平成15年以来8年ぶりの快挙です。

トップ奪還の目標を達成した要因は、平成18年からスタートした「タイムテーブルの構造改革」を軸に、コンテンツ力が確実にアップしたこと、そして、バラエティー・ドラマ・情報・報道・スポーツ全ての分野で、日々着々と数字を積み重ねたことが挙げられます。

当社は報道機関としての使命を果たすとともに、「家族や友達の真ん中にテレビがあれば」と願い、ご家族で楽しめる番組を制作してまいりました。

平成23年度で特筆すべきは、最終回到40.0%という驚異の世帯視聴率を記録した、10月期水曜ドラマ「家政婦のミタ」の大ヒットです。社会現象にもなり、テレビの価値を改めてアピールできたと考えています。同じ10月期の土曜ドラマ「妖怪人間ベム」もヒットし、このクールは連続ドラマが2本とも絶好調でした。

番組個別では、視聴率獲得が環境的に厳しくなっている平日19時台の番組が、より魅力的なラインアップとなりました。月曜日の「宝探しアドベンチャー謎解きバトルTORE!」、水曜日の「1番ソングSHOW」は、視聴率の改善を果たしています。

レギュラーの人気番組も好調で、火曜日「踊る!さんま御殿!!」、水曜日「1億人の大質問!?笑ってコラえて!」「ザ!世界仰天ニュース」、木曜日「ぐるぐるナインティナイン」、日曜日「世界の果てまでイッテQ!」「行列のできる法律相談所」は、高い視聴率を保っています。

生放送のベルト新番組も順調に伸びてきており、平成23年4月にスタートした「ZIP!」「ヒルナンデス!」はともにライバル番組を猛追し、夕方のニュース「news every.」(2部)も10月からの2クールで横並びトップの視聴率8.8%を獲得しました。

その他、「24時間テレビ」「箱根駅伝」をはじめとする強力単発ソフトが成功し、「さんま&SMAP!美女と野獣のクリスマスSP」「ダウンタウンのガキの使いやあらへんで!!大晦日年越SP!!」などの恒例スペシャル番組も高視聴率を記録しました。期末期首や戦略週でのレギュラー番組の拡大や、個々の番組における制作現場のたゆまぬ努力の積み重ねによって、トップ奪還につながったと実感しています。

世帯視聴率だけではなく、男女13歳～49歳のコアターゲットの支持も伸びています。下期の2クールでは、全日帯・プライム帯・ゴールデン帯の全ての部門においてコアターゲットから高く支持され、震災後、徐々に好調となったスポットセールスを支える商品力のアップにも貢献しました。

今年度は、加速する「メディア環境の変化」「視聴デバイスの進化」に対応すべく、「テレビがド真ん中!」という編成方針を継続しながら、引き続き「視聴率No.1」、「生活者・クライアントからの支持No.1」、「社会貢献度No.1」を目指し、新たに「ココロ、かよう。ヒト、つながる。」を編成理念として、タイムテーブルでの価値創造を行ってまいります。

#### イ. 不動産賃貸事業

汐留及び麹町地区のテナント賃貸収入をはじめとする不動産賃貸事業の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含め、前連結会計年度に比べ3千万円(+0.4%)増収の72億9千1百万円となり、営業利益は17億8千7百万円(△2.4%)となりました。

#### ウ. その他の事業

番組関連グッズショップ「日テレ屋」をはじめとする店舗運営などからの物品販売収入は、東日本大震災の影響による落ち込みをカバーするまでには至りませんでした。この結果、その他の事業の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含め、前連結会計年度に比べ4千3百万円（△1.6%）減収の26億1千8百万円となり、営業損失は7千1百万円となりました。

#### ② 設備投資の状況

当社グループは、利益、キャッシュ・フローの計画等を総合的に勘案し、今後7年間の設備投資計画を策定しています。

当連結会計年度につきましては、東京スカイツリーの地上デジタル放送送信設備構築や不要となったアナログ送信設備及び中継設備の撤去を進めています。また生田スタジオの設備更新を始めました。その他、映像資産の有効活用のために、新ライブラリーシステムを更新しました。この結果、当連結会計年度における当社グループの設備投資額は38億2百万円となりました。

#### ③ 資金調達の状況

当社グループは、テレビ放送業界及び当社グループを取り巻く諸環境や金融情勢等を総合的に勘案し、それぞれの時点において最も有利で最適と考えられる資金調達を行う方針であります。

なお、当連結会計年度におきましては、持分法適用会社からのCMS(キャッシュマネージメントサービス)による資金の借入れを行っておりますが、外部からの資金調達は行っておりません。

### (2) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第 76 期 (平成20年度)	第 77 期 (平成21年度)	第 78 期 (平成22年度)	第 79 期 (平成23年度)
売 上 高	324,563	296,933	297,894	305,460
経 常 利 益	16,225	27,184	38,702	37,902
当 期 純 利 益	5,622	16,595	21,048	22,729
1株当たり当期純利益	227.70円	676.43円	859.69円	928.51円
総 資 産	498,457	513,788	528,398	543,228
純 資 産	400,417	416,366	427,496	446,038

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社日テレ・グループ・ホールディングス	130	100.0	制作系子会社等のガバナンス及びモニタリング並びにコンプライアンス、シェアードサービス業務
株式会社日テレ・テクニカル・リソーシズ	50	*100.0 (100.0)	映像コンテンツの制作技術関連業務
株式会社日テレ アックスオン	50	*100.0 (100.0)	映像コンテンツの企画・制作
株式会社日テレイベント	50	*100.0 (100.0)	イベント企画・制作、タレントマネージメント、日テレ学院運営
株式会社日本テレビアート	50	*100.0 (100.0)	美術セット制作、照明デザイン、音楽効果業務
日本テレビ音楽株式会社	40	100.0	音楽著作権管理、CDなどの原盤制作、キャラクターの商品化権の管理販売
株 式 会 社 パ ッ プ	500	*53.0 (2.0)	CD・DVD/BD等の企画・制作・販売
株式会社日本テレビサービス	50	100.0	店舗開発運営業務、商品企画販売業務
株式会社日本テレビワーク24	20	100.0	建物総合維持管理、建物の設備・警備・清掃・受付業務
株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ	439	61.9	有料配信ビジネス、ホームページ制作
株 式 会 社 日 テ レ 7	480	51.0	ショッピングポータルサイト事業、商品開発事業、広告・マーケティング事業
NTV America Company	3,300千US\$	100.0	持株会社、米国子会社の運営・管理
NTV International Corporation	3,000千US\$	*100.0 (100.0)	映像コンテンツの企画・制作・制作技術関連業務

(注) 議決権比率の\*印は、子会社による間接所有分を含んでおり、( )内は間接所有割合の内数であります。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、地上テレビ放送で培ったコンテンツ制作力をコアコンピタンスとし、それを最大限活用して事業ポートフォリオを拡大してきました。平成18年に策定したグループ中期経営計画では、主たる事業の地上テレビ放送事業の徹底した強化と放送外事業の強化を明確に打ち出し、一定の成果を挙げてきました。平成23年の年間視聴率三冠王（全日、プライム、ゴールデンの全ての時間帯で世帯視聴率トップ）に続き、平成23年度の年度視聴率三冠王の獲得や、映画事業・テレビ通販事業が新たな主要事業として成長したことはその一例です。しかし、少子高齢化傾向のもと、日本国内の市場の伸びが中長期的に期待できない中、デジタル化、ブロードバンド化、モバイル化など地上テレビ放送事業の競争環境も激化しており、当社としては、BS放送、CS放送も含めた放送事業の更なる強化、新規事業を含めた放送外事業の強化・育成、海外展開が必要と考えています。以上の問題意識から、平成24年3月29日に、認定

放送持株会社制度のもと、(株)BS日本、(株)シーエス日本と経営統合に関する「基本合意書」を締結いたしました。

具体的には、当社は、(株)BS日本及び(株)シーエス日本との間で、平成24年10月1日を効力発生日として、吸収分割及び株式交換を併用する方法により、当社を認定放送持株会社とする経営統合を行うことを予定しており、吸収分割につきましては、第79期定時株主総会において株主の皆様にお諮りすることを予定しております。

現在、統合準備委員会のもと、各社株主総会での承認及び監督官庁からの認可を前提に平成24年10月1日より発足する新体制での中期経営計画の策定準備を進めています。そのため、平成24年度は、当該中期経営計画策定までの期間をカバーするものとして、当社グループを対象とした「2012経営方針」を策定する予定です。新体制での中期経営計画は策定次第お知らせいたします。

「2012経営方針」では、下記諸点をポイントとしています。

#### ①報道機関としての信頼性の維持・向上

東日本大震災に際して、テレビ局を含むマス・メディアの信頼性が厳しく問われるとともに情報インフラとしての意義が再評価されました。当社グループは、伝えるべきテーマを的確にとらえ、正確かつ公正な情報を速やかに提供します。また、視聴者に分かりやすく質の高い番組づくりに努め、報道機関としての信頼性を高めます。

#### ②人々を豊かにするコンテンツの創造

平成23年度は、ドラマ「家政婦のミタ」が、「家族の絆」や「家族の再生」をテーマにお茶の間の話題となり、最終回世帯視聴率40.0%を記録しました。また、当社のバラエティ番組も着実に視聴率を上げ、平成23年度の年度世帯視聴率三冠王を獲得しました。当社グループはこれからも、人々のニーズを的確にとらえ、最も視聴され共感されるコンテンツを制作します。また、ひとつのコンテンツが生み出す総収入の拡大を図るべく、地上波、BS波、CS波での協調を推進するとともに、インターネットテレビ、スマートフォンとの連動も図ります。既に、当社の編成局内にメディアデザインセンターを設立し、取り組みを開始しています。

#### ③継続的成長を目指した変化への対応

諸環境の変化を読み、限りある経営資源の最適な配分、保有資産の効率的運用、コストコントロールをベースに、メリハリある事業展開と新規事業の育成を行います。放送外収入を増加させ、バランスのとれた事業ポートフォリオの構築を目指します。

#### ④海外における確固たるポジションの獲得

全てのコンテンツ制作の企画開発段階から、海外市場への展開を視野に入れることを徹底します。それらのコンテンツやフォーマットを海外に積極的に販売します。既に台湾にテレビ番組制作会社（黒剣電視節目製作股份有限公司）を設立しており、中国圏進出への足がかりは構築していますが、特に成長著しいアジア市場での展開に重点を置きます。

#### ⑤メディア企業ならではの社会貢献

メディア企業でありコンテンツ制作集団である日本テレビグループとして、大震災からの復興支援をはじめとする、様々な社会貢献に取り組みます。

#### ⑥働く人全てが能力を發揮できる環境の醸成

グループ社員一人一人が自立した「プロ意識」を持ち、常に研鑽に取り組みます。また、改革と挑戦に向けて努力し、それを支援・評価する職場文化の醸成に努めます。

当社は、来年8月に開局60周年を迎えますが、それを起点とした“Next 60”に対応できる体制体制を構築すべく、社長を委員長とし取締役及び執行役員をメンバーとした「開局60年委員会」を立ち上げました。当委員会においては、上記新方針に沿い、新しい目で現在の事業、現在の業務を見直して重点課題を洗い出しました。その結果、より効率的な業務運営を目指す業務刷新プロジェクト、当社ブランドイメージの確立プロジェクト、新規事業開発プロジェクトなど数多くのプロジェクトが立ち上がり、現在各プロジェクトチームが具体的検討を進めています。

### (5) 主要な事業内容

#### ① コンテンツビジネス事業

テレビ広告枠の販売、映像・音楽等のロイヤリティ収入、CD・DVD/BD・出版物等の販売、通信販売、映画事業、イベント・美術展事業

#### ② 不動産賃貸事業

不動産の賃貸、ビルマネジメント

#### ③ その他の事業

店舗運営 他



## (6) 主要な営業所

### ・当社

本社	東京都港区
関西支社	大阪市北区
名古屋支局	名古屋市中区

### ・子会社

(国内)

株式会社日テレ・グループ・ホールディングス	東京都千代田区
株式会社日テレ・テクニカル・リソーシズ	東京都千代田区
株式会社日テレ アックスオン	東京都千代田区
株式会社日テレイベンツ	東京都千代田区
株式会社日本テレビアート	東京都千代田区
日本テレビ音楽株式会社	東京都千代田区
株式会社バップ	東京都千代田区
株式会社日本テレビサービス	東京都千代田区
株式会社日本テレビワーク24	東京都千代田区
株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ	東京都千代田区
株式会社日テレ7	東京都港区

(海外)

NTV America Company	New York U.S.A
NTV International Corporation	New York U.S.A

## (7) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

当連結会計年度末	前連結会計年度末
3,218 [1,448] 名	3,262 [1,539] 名

(注) 使用人数は従業員数(当社グループからグループ外部への出向者を除き、グループ外部からの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(派遣社員及び常駐している業務委託人員を含む。)は[ ]内に平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

当事業年度末	前事業年度末	平均年齢	平均勤続年数
1,165 [1,673] 名	1,153 [1,841] 名	41.8歳	16.8年

(注) 使用人数は従業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数(派遣社員及び常駐している業務委託人員を含む。)は[ ]内に平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

持分法適用会社からのCMS(キャッシュマネージメントサービス)による資金の借り入れを行っておりますが、外部からの資金調達は行っておりません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,364,548株（自己株式598,686株を含む）
- ③ 株主数 38,315名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 読 売 新 聞 グ ル ー プ 本 社	3,764千株	15.2%
読 賣 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	1,574	6.3
株 式 会 社 読 売 新 聞 東 京 本 社	1,363	5.5
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	970	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	962	3.8
シービーニューヨークオービスファンズ	938	3.7
学 校 法 人 帝 京 大 学	897	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	883	3.5
株 式 会 社 エ ス ・ テ ィ ・ テ ィ ・ ド コ モ	760	3.0
株 式 会 社 リ ク ル ー ト	645	2.6

（注）持株比率は自己株式（598,686株）を控除して計算しております。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、普通株式の売買単位を100株とするため、平成24年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき10株の割合をもって分割するとともに、当社の普通株式に係る単元株式数を10株から100株に変更することを、平成24年3月29日開催の取締役会にて決議いたしました。この株式分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
細川 知正	代表取締役会長執行役員 内部監査委員会委員長・報酬委員会委員長	(株)マッドハウス 代表取締役会長 (株)よみうりランド 社外監査役 黒剣電視節目製作股份有限公司 副董事長
大久保好男	代表取締役社長執行役員 内部監査委員会副委員長 社長室担当	(株)読売新聞グループ本社 取締役 (株)読売新聞東京本社 監査役 (株)読売巨人軍 取締役
田村 信一	取締役専務執行役員 技術統括局担当	
能勢 康弘	取締役常務執行役員 総務局・経理局・コンテンツ事業局担当 個人情報保護最高監査責任者	
渡辺 弘	取締役執行役員 人事局長 労政担当	
小林 裕孝	取締役執行役員 報道局長(兼)解説委員長(兼)報道審査委員長 コンプライアンス推進室担当 個人情報保護最高管理責任者	
小杉 善信	取締役執行役員 編成局長 制作局・情報エンターテインメント局・ スポーツ局担当	
丸山 公夫	取締役執行役員 営業局長 メディア戦略局担当	
渡邊 恒雄	取締役	(株)読売新聞グループ本社 代表取締役会長・主筆 (株)読売巨人軍 取締役会長 (株)よみうりランド 社外取締役
前田 宏	取締役	前田宏法律事務所 弁護士 (株)アール・エス・シー 社外取締役
堤 清二	取締役	公益財団法人セゾン文化財団 理事長 財団法人セゾン現代美術館 理事長
今井 敬	取締役	新日本製鐵(株) 社友名誉会長 日本電信電話(株) 社外取締役 日本証券金融(株) 社外取締役 日本生命保険相互会社 社外監査役
佐藤 謙	取締役	公益財団法人世界平和研究所 理事長 イオン(株) 社外取締役
垣添 忠生	取締役	公益財団法人日本対がん協会 会長 テルモ(株) 社外取締役
務台 猛雄	取締役	(株)宮城テレビ放送 代表取締役社長

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
漆戸 靖治	常勤監査役	
土井 共成	監査役	讀賣テレビ放送(株) 最高顧問
加瀬 兼司	監査役	加瀬公認会計士事務所所長 公認会計士 長谷川香料(株) 社外監査役 トーソー(株) 社外監査役
白石興二郎	監査役	(株)読売新聞グループ本社 代表取締役社長 (株)読売新聞東京本社 代表取締役社長 (株)読売巨人軍 取締役オーナー

- (注) 1. 取締役渡邊恒雄、前田宏、堤清二、今井敬、垣添忠生の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役土井共成、加瀬兼司、白石興二郎の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加瀬兼司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役前田宏、堤清二、今井敬、垣添忠生、監査役加瀬兼司の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役内山斉氏は、平成23年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 ち 社 外 取 締 役 (うち社外取締役)	19名 (6)	423百万円 (96)
監 ち 社 外 監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	41 (15)
合 計	24	465

- (注) 1. 上記には、平成23年6月29日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役1名）及び社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第75期定時株主総会において年額950百万円以内（うち社外取締役110百万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第75期定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

(ア)取締役 渡邊 恒雄

- ・当社と㈱読売新聞グループ本社は資本関係があります。また、当社は同社の完全子会社である㈱読売新聞東京本社と放送番組の購入等について取引関係があります。
- ・当社は㈱読売巨人軍と選手の映像使用等について取引関係があります。
- ・当社と㈱よみうりランドは資本関係があります。

(イ)取締役 前田 宏

- ・当社と前田宏法律事務所、㈱アール・エス・シーとの間に特別な関係はありません。

(ウ)取締役 堤 清二

- ・当社と公益財団法人セゾン文化財団、財団法人セゾン現代美術館との間に特別な関係はありません。

(エ)取締役 今井 敬

- ・当社と新日本製鐵㈱、日本電信電話㈱、日本証券金融㈱、日本生命保険相互会社との間に特別な関係はありません。

(オ)取締役 垣添 忠生

- ・当社と公益財団法人日本対がん協会、テルモ㈱との間に特別な関係はありません。

(カ)監査役 土井 共成

- ・当社と読賣テレビ放送㈱は資本関係があります。また、当社は同社と放送番組の購入、供給等について取引関係があります。

(キ)監査役 加瀬 兼司

- ・当社と加瀬公認会計士事務所、長谷川香料㈱、トソー㈱との間に特別な関係はありません。

(ク)監査役 白石 興二郎

- ・当社と㈱読売新聞グループ本社及び㈱読売新聞東京本社は資本関係があります。また、当社は㈱読売新聞東京本社と放送番組の購入等について取引関係があります。
- ・当社は㈱読売巨人軍と選手の映像使用等について取引関係があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役渡邊恒雄氏は、当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、新聞社経営者・言論人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・取締役前田宏氏は、当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、法曹界における豊富な経験を活かし、かつ弁護士としての専門的見地から、当社の事業全般について発言を行ったほか、当社の重要な規程類の制定・改正等に際しては、専門的立場から指導を行っております。

- ・取締役堤清二氏は、当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、豊富な経験を持つ企業経営者、かつ文化人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・取締役今井敬氏は、当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、豊富な経験を持つ企業経営者、かつ財界人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・取締役垣添忠生氏は、昨年6月の取締役就任以降開催された取締役会6回のうち5回に出席し、医学界における豊富な経験を活かし、幅広い見識をもって、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・監査役土井共成氏は、当事業年度開催の監査役会9回及び取締役会8回全てに出席し、豊富な経験を持つ放送局経営者としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・監査役加瀬兼司氏は、当事業年度開催の監査役会9回のうち8回、取締役会8回のうち7回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・監査役白石興二郎氏は、昨年6月の監査役就任以降開催された監査役会6回のうち5回、取締役会6回のうち5回に出席し、新聞社経営者・言論人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。

#### ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成19年6月28日開催の第74期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役全員及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

##### (ア) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

##### (イ) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67

(注) 1. 当社の子会社のうち、㈱パップ及び㈱マッドハウスは有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及びオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令及び規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めます。

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「コンプライアンス憲章」を制定し、全常勤役員・従業員が宣誓します。また、その徹底を図るため、人事局、総務局、コンプライアンス推進室を中心に従業員に対する教育等を行います。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供や調査要請を行う社内公益通報制度としてのホットライン「日テレホイッスル」を設置します。

取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役、社外監査役による牽制機能を重視し、取締役会の活性化等コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

「内部監査委員会」を設置し、内部監査の実施により不正行為の予防に努めます。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、定められた期間保存します。

文書等の取扱所管部は総務局とし、各局等に文書管理責任者及び文書管理者を置き、管理します。

取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」及び「危機管理委員会」を設置し、前者において全社的なリスク管理を行い、後者において新たに生じた危機について迅速に対処します。

災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組みます。

特に、放送局として地震等非常時に緊急放送を行うことは当社の使命であり、放送機能を維持、継続するための設備・体制を整えるとともに、「大災害マニュアル」を制定し、それに基づいた実地訓練を行います。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
職務分掌、りん議規程等社内の規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。  
また、取締役の職務執行の効率性を高めるための執行役員制度を導入し、業務執行が機動的に行われる体制を構築するとともに、当社と利害関係を有しない社外取締役により、業務執行についての牽制機能が働くようコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ会社の経営、事業内容の総合的戦略の構築と実施、運営に関する業務全般を行う「グループ戦略部」を設置し、グループ一体となった法令遵守体制、リスク管理体制を構築するよう管理します。  
グループ会社の役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施します。  
グループ会社の代表者などで構成する「グループ経営会議」を設け、業務の適正を確保するため、情報の共有化を図ります。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。  
監査役会事務局所属の従業員は、監査役の職務の補助の他、兼務として内部監査委員会の事務局員を務めます。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助する従業員に対する監査役からの指示について、取締役はそれと異なる指示を行うことはできないものとします。  
監査役を補助する従業員の人事異動・懲戒処分については、監査役の同意を得なければならぬものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役は、監査役会に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等法定の事項に加え、内部監査の実施状況を報告します。

従業員は、当社及び当社グループに影響を及ぼす事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、社内公益通報制度である「日テレホイッスル」により、監査役に直接報告することができます。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、常勤取締役会に出席し、常勤取締役との意見の交換を行います。

監査役は、グループ会社の代表者等で構成される「グループ経営会議」に出席することができます。

監査役は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができます。

(6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、卓越したコンテンツ制作力にあります。こうしたコンテンツ制作力の根幹にあるのは、主に、(i)優秀な人材の確保・育成、(ii)コンテンツ制作に携わる外部の関係者との信頼関係の維持、(iii)ネットワーク各社との協力・信頼関係の維持、(iv)中長期的な視野に立って高品質のコンテンツを作り上げることを推奨する企業文化の維持、(v)安定した業績及び財務体質の維持、及び(vi)放送事業者としての公共的使命を全うすること等です。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 基本方針の実現のための取組みの内容の概要

### ア. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (ア) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

当社は、㈱BS日本及び㈱シーエス日本との間で、当社を認定放送持株会社とする経営統合に関する基本合意に達し、各社株主総会での承認、総務大臣からの認定を条件に、本年10月1日(予定)より新体制で出発することになりました。現在、統合準備委員会主導のもと、新体制における中期経営計画策定を進めています。このため、平成24年度は暫定的に現日本テレビグループにおける「2012経営方針」を作成する予定です。新体制としての中期経営計画につきましては策定次第お知らせいたします。

新方針での取組みのポイントは以下のとおりです。

- (i) 報道機関としての信頼性の維持・向上
- (ii) 人々を豊かにするコンテンツの創造
- (iii) 継続的成長を目指した変化への対応
- (iv) 海外における確固たるポジションの獲得
- (v) メディア企業ならではの社会貢献
- (vi) 働く人全てが能力を発揮できる環境の醸成

また、当社は、来年8月に開局60周年を迎えます。それを起点とした“Next 60”に対応できる体制体質を構築すべく、社長を委員長とし取締役及び執行役員をメンバーとした「開局60年委員会」を立ち上げました。当委員会においては、上記新方針に沿い、新しい目で現在の事業、現在の業務を見直して重点課題を洗い出しました。その結果、より効率的な業務運営を目指す業務刷新プロジェクト、当社ブランドイメージの確立プロジェクト、新規事業開発プロジェクトなど数多くのプロジェクトが立ち上がり、現在各プロジェクトチームが具体的検討を進めています。

#### (イ) 諸施策の実行に向けた体制の整備

当社は、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全15名のうち5名を社外取締役としております。また、経営陣の株主の皆様に対する責任をより一層明確化するため、取締役の任期を1年としております。当社は、これらの取組みに加え、今後も引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年6月29日開催の第78期定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に所要の修正を行った上でこれを更新することを決議いたしました（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的内容の概要は以下のとおりです。

(ア)本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(イ)対象となる買付等

本プランは、以下(i)若しくは(ii)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）(以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ウ)買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社に対して、当社所定の情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。なお、企業価値評価独立委員会は、提出された情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

(エ)本プランの手続及び発動要件等

企業価値評価独立委員会は、買付者等から買付説明書等が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案等を提供するよう要求することができます。

企業価値評価独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営方針・事業計画等に関する情報収集・比較検討、代替案の検討、当該買付

者等との協議・交渉等を行います。

企業価値評価独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合や、買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当する場合、本新株予約権（下記(オ)に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、企業価値評価独立委員会は、一定の場合に、当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。他方、企業価値評価独立委員会は、買付等が所定の要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

当社取締役会は、企業価値評価独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。但し、企業価値評価独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、当該実施に関する株主の皆様的意思を確認することができるものとします。

#### (オ)本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、自己株式の数を除きます。）と同数とし、当社の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てられます。本新株予約権1個の目的である当社株式の数は、原則として1株とします。また、本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、当該出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で定める価額とします。

また、本新株予約権には、当社株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者等の所定の要件に該当する者（以下「非適格者」と総称します。）及び所定の非居住者・外国人等については原則として本新株予約権の行使が認められない旨の行使条件、並びに当社が当社株式等の交付と引換えに、非適格者以外の者から新株予約権を取得することができる旨の取得条項等が付されております。

#### (カ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、前定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

③ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②アの取組み）について

経営方針、コーポレート・ガバナンスの強化等といった各施策は、上記②ア記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②イの取組み）について

本プランは、上記②イ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、株主総会において株主の承認を得て更新されたものであること、一定の場合に、本プランの発動の是非について株主総会に付議されることがあること、独立性のある社外取締役等のみによって構成される企業価値評価独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値評価独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、企業価値評価独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランの有効期間が1年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	173,568	流動負債	65,789
現金及び預金	18,188	支払手形及び買掛金	6,220
受取手形及び売掛金	79,927	短期借入金	1,433
有価証券	52,968	未払金	2,059
たな卸資産	2,862	未払費用	42,490
番組勘定	7,217	未払法人税等	9,394
繰延税金資産	4,105	返品調整引当金	61
その他の流動資産	8,372	その他の流動負債	4,128
貸倒引当金	△75	固定負債	31,401
固定資産	369,660	繰延税金負債	3,061
有形固定資産	193,323	退職給付引当金	7,567
建物及び構築物	43,890	役員退職慰労引当金	123
機械設備及び運搬具	7,814	長期預り保証金	20,198
器具備品	1,833	その他の固定負債	450
土地	138,535	負債合計	97,190
リース資産	7	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,242	株主資本	438,481
無形固定資産	2,406	資本金	18,575
投資その他の資産	173,930	資本剰余金	17,928
投資有価証券	151,399	利益剰余金	414,088
長期貸付金	4,852	自己株式	△12,110
長期預金	6,000	その他の包括利益累計額	△1,406
繰延税金資産	1,227	その他有価証券評価差額金	△802
その他の投資その他の資産	11,223	為替換算調整勘定	△604
貸倒引当金	△771	少数株主持分	8,963
資産合計	543,228	純資産合計	446,038
		負債純資産合計	543,228

# 連結損益計算書

（平成23年4月 1日から  
平成24年3月31日まで）

（単位 百万円）

科 目	金 額
売 上	305,460
売 上 原 価	205,259
売 上 総 利 益	100,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	67,951
営 業 利 益	32,249
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,387
受 取 配 当 金	1,161
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,650
投 資 事 業 組 合 運 用 益	248
そ の 他 の 営 業 外 収 益	379
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6
為 替 差 損	13
投 資 事 業 組 合 運 用 損	131
そ の 他 の 営 業 外 費 用	23
経 常 利 益	37,902
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	11
投 資 有 価 証 券 売 却 益	110
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	45
固 定 資 産 除 却 損	328
投 資 有 価 証 券 評 価 損	97
そ の 他 の 特 別 損 失	15
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	37,536
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,569
法 人 税 等 調 整 額	805
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	23,161
少 数 株 主 利 益	432
当 期 純 利 益	22,729



## 連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月 1日から  
平成24年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月 1日 期首残高	18,575	17,928	398,373	△12,090	422,787
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,014		△7,014
当期純利益			22,729		22,729
自己株式の取得				△20	△20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	15,715	△20	15,694
平成24年3月31日 期末残高	18,575	17,928	414,088	△12,110	438,481

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成23年4月 1日 期首残高	△3,364	△476	△3,841	8,550	427,496
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,014
当期純利益					22,729
自己株式の取得					△20
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,561	△127	2,434	413	2,847
連結会計年度中の変動額合計	2,561	△127	2,434	413	18,542
平成24年3月31日 期末残高	△802	△604	△1,406	8,963	446,038

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社

日本テレビ音楽(株)、(株)日本テレビサービス、(株)日テレ・グループ・ホールディングス、(株)日テレ・テクニカル・リソーシズ、(株)パップ、(株)日テレ アックスオン、(株)日テレイベンツ、(株)日本テレビワーク24、NTV America Company、NTV International Corporation、(株)日本テレビアート、(株)フォアキャスト・コミュニケーションズ、(株)日テレ7の13社であります。

##### ②非連結子会社

(株)日本テレビ人材センター等20社であります。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみていずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

なお、当連結会計年度において設立したForGroove(株)他3社を非連結子会社としておりません。

また、日テレぐるチケ有限責任事業組合につきましては、当連結会計年度において清算終了したため非連結子会社ではなくなりました。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法適用会社

(株)日本テレビ人材センター等非連結子会社20社及び(株)BS日本等関連会社21社に対する投資について持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度において設立したForGroove(株)他3社を持分法適用の非連結子会社とし、黒剣テレビ節目製作股份有限公司、マイシアターD.D.(株)他1社を持分法適用の関連会社としております。

また、日テレぐるチケ有限責任事業組合他関連会社1社につきましては、当連結会計年度において清算終了したため持分法適用の範囲から除外しております。

##### ②持分法非適用会社

該当ありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はNTV America Company及びNTV International Corporationを除きすべて連結決算日と一致しております。

NTV America Company及びNTV International Corporationの決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるので、正規の決算を基礎として連結決算を行っております。また、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

	時価のないもの…移動平均法に基づく原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
たな卸資産	主として先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
番組勘定	個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 なお、平成10年度の法人税法の改正に伴い、平成12年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械設備及び運搬具</td> <td>2年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table>	建物及び構築物	3年～50年	機械設備及び運搬具	2年～15年	器具備品	2年～20年
建物及び構築物	3年～50年						
機械設備及び運搬具	2年～15年						
器具備品	2年～20年						
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア最長5年であります。						
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。						

### ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
返品調整引当金	出版物及び音楽著作物の返品による損失に備えるため、法人税法による繰入限度額の100%を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務及び数理計算上の差異については、発生年度において一括損益計上しております。
役員退職慰労引当金	連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

### ④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。但し、その金額が僅少な場合、発生年度において全額償却していません。

⑥消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(株式分割)

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、普通株式の売買単位を100株とするため、当社普通株式1株につき10株の割合をもって分割するとともに、当社の普通株式に係る単元株式数を10株から100株に変更することを、平成24年3月29日開催の取締役会にて決議いたしました。この株式分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

### (1) 株式分割の概要

#### ①分割の方法

平成24年9月30日（日曜日）（当日は休日につき、実質的には平成24年9月28日（金曜日））の最終の株主の所有普通株式1株につき、10株の割合をもって分割します。なお、当社が放送法の規定に従い名義書換を拒否した株式（外国人持株調整株式）についても、同様に株式分割の対象となります。

#### ②分割により増加する株式数

・株式分割前の発行済株式総数	25,364,548株
・今回の分割により増加する株式数	228,280,932株
・株式分割後の発行済株式総数	253,645,480株
・株式分割後の発行可能株式総数	1,000,000,000株

#### ③日程

基準日の公告日	平成24年9月13日（木曜日）
基準日	平成24年9月30日（日曜日）
効力発生日	平成24年10月1日（月曜日）

### (2) 単元株式数の変更

#### ①変更後の単元株式数

上記「(1)株式分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生を条件として、単元株式数を10株から100株に変更します。

#### ②変更の日程

効力発生日 平成24年10月1日（月曜日）

(参考)平成24年9月26日（水曜日）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は100株に変更されることとなります。

### (3) その他

当該株式分割が当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。  
(1株当たり情報)

	当連結会計年度
1株当たり純資産額	1,785円58銭
1株当たり当期純利益	92円85銭

#### (認定放送持株会社体制への移行)

当社は、平成24年3月29日開催の取締役会における決議の上、(株)BS日本（以下「BS日本」という）及び(株)シーエス日本（以下「シーエス日本」という）との間で、吸収分割（以下「本吸収分割」という）及び株式交換（以下「本株式交換」といい、本吸収分割と併せて「本持株会社化」という）を併用する方法により当社を認定放送持株会社とするための、経営統合に関する「基本合意書」を締結いたしました。

今後、当社は、「基本合意書」に基づき、平成24年5月10日開催の取締役会において決議の上、BS日本及びシーエス日本との間で「統合契約書」及び「株式交換契約書」を締結し、当社の100%出資子会社である日本テレビ分割準備(株)（以下「分割準備会社」という）との間で「吸収分割契約書」を締結する予定です。

なお、本吸収分割につきまして、当社は、平成24年6月28日開催予定の定時株主総会において承認を受ける予定です。

#### (1) 本持株会社化の目的

当社、BS日本及びシーエス日本の3社は、これまで放送・番組制作・番組供給等の面で連携しつつも、各々が独立した経営によってその成果を挙げてきました。しかし、今後はテレビ広告市場に大きな伸びが期待できない一方、BS多チャンネル時代の到来やCSチャンネルの再編等によって、広告・有料放送を問わず、放送事業者間の競争は一層激しさを増すと予想されます。こうした難局を乗り切るため、当社、BS日本及びシーエス日本の3社は、それぞれの強みを生かした総合的なメディア戦略を構築するための方策についてかねてより検討を重ね、その結果、3社が「より緊密な資本関係を構築すること」が、企業価値の最大化のためには必要であり、そのためには、認定放送持株会社体制への移行による新しいグループ体制の構築が最善の策であるとの結論に至りました。

#### (2) 本吸収分割の概要

##### ①結合当事企業の名称

	分割会社	承継会社
名 称	日本テレビ放送網株式会社（当社）	日本テレビ分割準備株式会社

##### ②分割する事業の内容

当社は、当社が営む事業のうち、グループ経営管理事業以外の一切の事業（以下「本件事業」という）に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務（契約上の地位を含む）を分割し、分割準備会社はこれを承継します。

##### ③企業結合日

平成24年10月1日

④会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、承継会社の交付する株式を対価として、承継会社に本件事業を承継させる分社型吸収分割です。

⑤追加取得した子会社株式の取得原価及びその内訳

追加取得する子会社株式の取得原価は、分割期日の前日における移転事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する予定です。

⑥本吸収分割に伴う会計処理の概要

本吸収分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）における「共通支配下の取引」として会計処理する予定です。

(3) 本株式交換の概要

①被取得企業の名称、事業の内容及び規模

名 称	株式会社BS日本	株式会社シーエス日本
事業内容	(1) 放送法による基幹放送事業 (2) 放送番組等、各種ソフトの企画・制作・販売・広告及び宣伝業務 (3) 音楽・美術・演劇・スポーツ等各種催物の企画・制作・販売及び興行業務	(1) 放送法による110度C S衛星基幹放送事業 (2) 放送番組等の企画、制作及び販売 (3) その他放送に関連する一切の事業
資本金	25,000百万円	3,000百万円
純資産	14,627百万円	3,845百万円
総資産	15,817百万円	5,033百万円
売上高	10,989百万円	3,958百万円
営業利益	2,574百万円	728百万円
経常利益	2,629百万円	729百万円
当期純利益	2,625百万円	429百万円

(注) 上表の金額は平成24年3月31日現在の数値です。

②企業結合日

平成24年10月1日

③本株式交換の法的形式

当社を株式交換完全親会社としBS日本を株式交換完全子会社とする株式交換、及び当社を株式交換完全親会社としシーエス日本を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換について、当社においては会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで行う予定です。

④被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価は、企業結合日における当社の株価及び交付株式数を基礎として算定する予定です。

⑤株式交換比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

会社名	日本テレビ	B S 日本	シーエス日本
本株式交換に係る 割当ての内容	1	26	58
		(ご参考：株式分割考慮前) 2.6	(ご参考：株式分割考慮前) 5.8

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

B S 日本の普通株式1株に対して当社の普通株式26株、シーエス日本の普通株式1株に対して当社の普通株式58株をそれぞれ割当て交付します。但し、当社が所有するB S 日本及びシーエス日本の株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

上記株式交換比率に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、3社による協議・合意の上、変更することがあります。

(注2) 株式分割及び単元株式数の変更

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成24年9月30日（予定）を基準日として、当社の普通株式を1株につき10株の割合で、本吸収分割の効力発生日である平成24年10月1日（予定）をもって分割するとともに、同日をもって、普通株式に係る単元株式数を10株から100株に変更することとしています。上記割当比率及び当社が交付する普通株式数は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

(注3) 当社が本株式交換により交付する新株式数（予定）

普通株式10,176,600株（本株式交換にあたり、当社の自己株式の交付は行わない予定です）

上記は、平成24年3月31日時点における、B S 日本の発行済株式総数（500,000株）及びシーエス日本の発行済株式総数（60,000株）に基づいて記載しています。

なお、B S 日本及びシーエス日本は、本株式交換により当社がB S 日本及びシーエス日本の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに、B S 日本及びシーエス日本が保有することとなる自己株式の全部を消却することを予定しているため、実際に当社が交付する上記株式数は変動することがあります。

⑥発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

のれんは、被取得企業の取得原価が確定後に算定する予定です。

⑦本株式交換に伴う会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）における「取得」に該当し、当社を取得企業とするパーチェス法を適用する予定です。

(4) 結合後企業の名称

本持株会社化の効力が生ずることを条件として、当社はその商号を「日本テレビホールディングス株式会社」に、分割準備会社はその商号を「日本テレビ放送網株式会社」に変更する予定です。

(5) その他

当社の無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定しています。従って、本持株会社化は、(i)当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます）、(ii)分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます）若しくは(iii)本吸収分割に必要な関係官庁か

らの許認可等が得られないときには、その効力を失います。また、本持株会社化は、その効力が生ずる直前時において、当該時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが事実となっていること及び本持株会社化の効力発生日付で株式分割が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずることになります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳	
商品及び製品	2,231百万円
仕掛品	85百万円
原材料及び貯蔵品	545百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	127,200百万円
(3) 非連結子会社及び関連会社に対する投資等	
投資有価証券(株式)	35,099百万円
その他の投資その他の資産	6,602百万円
(上記のうち共同支配企業に対する投資)	(4,490百万円)
(4) 担保に供している資産	
担保資産	
土地	101,031百万円
担保付債務	
長期預り保証金	19,000百万円
(5) 保証債務	
連結会社以外の会社の金融機関からの借入、従業員の金融機関からの借入に対して次のとおり保証を行っております。	
従業員の住宅資金銀行借入金	302百万円
㈱マッドハウスの銀行借入金	700百万円
計	1,002百万円



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,364千株	一千株	一千株	25,364千株

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	884千株	1千株	一千株	886千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び持分法適用会社が取得した自己株式の合計であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

イ. 平成23年6月29日開催の第78期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 4,847百万円
- ・ 1株当たり配当額 200円
- ・ 基準日 平成23年3月31日
- ・ 効力発生日 平成23年6月30日

ロ. 平成23年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 2,166百万円
- ・ 1株当たり配当額 90円
- ・ 基準日 平成23年9月30日
- ・ 効力発生日 平成23年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

イ. 平成24年6月28日開催の第79期定時株主総会に次のとおり付議することを予定しております。

- ・ 配当金の総額 4,836百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 200円
- ・ 基準日 平成24年3月31日
- ・ 効力発生日 平成24年6月29日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については有価証券をはじめとする金融商品の適正かつ安全な運用を最優先とし、また、資金調達については自己資金を原則としています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式や安全性の高い債券であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、原則として行わないことにしていますが、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を扱う場合は、投機的取引を目的とせず、組込デリバティブのリスクが金融資産の元本に及ばないものに限定しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	18,188百万円	18,235百万円	47百万円
(2) 受取手形及び売掛金	79,927	79,927	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	56,913	56,240	△673
②その他有価証券	86,505	86,505	—
(4) 長期預金	6,000	5,677	△322
(5) 支払手形及び買掛金	(6,220)	(6,220)	—
(6) 未払費用	(42,490)	(42,490)	—
(7) 長期預り保証金	(20,198)	(13,232)	6,965

(※)負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### (1) 現金及び預金

長期定期預金（1年内）は取引金融機関等から提示された価格を基礎に算定しております。長期定期預金（1年内）以外の預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### (4) 長期預金

これらの時価は、取引金融機関等から提示された価格を基礎に算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未払費用には、金銭債務に該当しない債務も含めて計上しております。

(7) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、元金と同額の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (注2) 非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額35,099百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額21,909百万円）並びに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額3,940百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都港区汐留地区において賃貸用の土地、東京都千代田区麹町地区において賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
79,697百万円	90,905百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 17,855円77銭  
(2) 1株当たり当期純利益 928円51銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>159,211</b>	<b>流動負債</b>	<b>106,789</b>
現金預入金	13,893	短期借入金	50,281
受取手形	67	未払金	1,615
売掛金	75,150	未払費用	43,672
有価証券	52,968	未払法人税等	8,516
たな卸資産	620	未払消費税等	521
番組勘定	6,801	前受金	545
前払費用	3,627	預り金	1,626
繰延税金資産	3,546	返品調整引当金	11
未収入金	1,493	<b>固定負債</b>	<b>28,087</b>
その他の流動資産	1,050	繰延税金負債	3,002
貸倒引当金	△6	退職給付引当金	4,464
<b>固定資産</b>	<b>342,592</b>	資産除去債務	186
<b>有形固定資産</b>	<b>191,127</b>	長期預り保証金	20,187
建物	42,014	その他の固定負債	246
構築物	1,150	<b>負債合計</b>	<b>134,877</b>
機械設備	6,912	<b>(純資産の部)</b>	
航空機	109	<b>株主資本</b>	<b>366,975</b>
車両運搬具	42	資本金	18,575
器具備品	1,699	資本剰余金	17,928
土地	137,956	資本準備金	17,928
建設仮勘定	1,242	<b>利益剰余金</b>	<b>342,027</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,891</b>	利益準備金	3,526
借地権	168	その他利益剰余金	338,500
ソフトウェア	1,582	施設更新積立金	12,000
その他の無形固定資産	141	固定資産圧縮記帳積立金	9,256
<b>投資その他の資産</b>	<b>149,573</b>	別途積立金	284,200
投資有価証券	114,600	繰越利益剰余金	33,043
関係会社株式	16,089	<b>自己株式</b>	<b>△11,555</b>
出資	0	評価・換算差額等	△48
関係会社出資金	6,260	その他の有価証券評価差額金	△48
長期貸付金	2,203	<b>純資産合計</b>	<b>366,927</b>
従業員長期貸付金	3	<b>負債純資産合計</b>	<b>501,804</b>
関係会社長期貸付金	2,336		
長期預金	6,000		
長期前払費用	350		
その他の投資その他の資産	2,200		
貸倒引当金	△471		
<b>資産合計</b>	<b>501,804</b>		

# 損 益 計 算 書

（平成23年4月 1日から  
平成24年3月31日まで）

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	264,820
売 上 原 価	178,473
売 上 総 利 益	86,346
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	59,316
営 業 利 益	27,029
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	152
有 価 証 券 利 息	1,226
受 取 配 当 金	1,291
投 資 事 業 組 合 運 用 益	154
そ の 他 の 営 業 外 収 益	315
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	313
支 払 手 数 料	8
投 資 事 業 組 合 運 用 損	128
そ の 他 の 営 業 外 費 用	18
経 常 利 益	29,700
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	7
投 資 有 価 証 券 売 却 益	110
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	37
固 定 資 産 除 却 損	281
投 資 有 価 証 券 評 価 損	85
税 引 前 当 期 純 利 益	29,414
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,703
法 人 税 等 調 整 額	45
当 期 純 利 益	17,665

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金		利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金							
				施設更新 積立金	固定資産 圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成23年4月1日 期首残高	18,575	17,928	3,526	12,000	8,548	284,200	23,100	331,375	△11,555	356,324	
事業年度中の変動額											
税率変更による圧縮記帳積立金の増加					726		△726	—		—	
圧縮記帳積立金の取崩					△18		18	—		—	
剰余金の配当							△7,014	△7,014		△7,014	
当期純利益							17,665	17,665		17,665	
自己株式の取得									△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額 (純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	707	—	9,943	10,651	△0	10,651	
平成24年3月31日 期末残高	18,575	17,928	3,526	12,000	9,256	284,200	33,043	342,027	△11,555	366,975	

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成23年4月1日 期首残高	△2,194	354,130
事業年度中の変動額		
税率変更による圧縮記帳積立金の増加		—
圧縮記帳積立金の取崩		—
剰余金の配当		△7,014
当期純利益		17,665
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額 (純額)	2,145	2,145
事業年度中の変動額合計	2,145	12,796
平成24年3月31日 期末残高	△48	366,927

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）  
子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法に基づく原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの 移動平均法に基づく原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) 番組勘定、たな卸資産の評価基準及び評価方法  
個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (3) 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) なお、平成10年度の法人税法の改正に伴い、平成12年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～50年
機械設備、航空機及び車両運搬具	5年～15年
器具備品	3年～15年
  - 無形固定資産 定額法  
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア最長5年であります。
  - 長期前払費用 法人税法と同一の基準により均等償却しております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - 返品調整引当金  
出版物の返品による損失に備えるため、法人税法による繰入限度額の100%を計上しております。
  - 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務債務及び数理計算上の差異については、発生年度において一括損益計上しております。
- (6) リース取引の処理方法  
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(株式分割)

「連結注記表 2. 追加情報 (株式分割)」に記載のとおりです。

なお、当該株式分割が当事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

(1株当たり情報)

	当事業年度
1株当たり純資産額	1,481円58銭
1株当たり当期純利益	71円33銭

(認定放送持株会社体制への移行)

「連結注記表 2. 追加情報 (認定放送持株会社体制への移行)」に記載のとおりです。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品	573百万円
貯蔵品	46百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 119,877百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から圧縮記帳額が次のとおり控除されております。

国庫補助金等により取得した資産	
機械設備	36百万円

(4) 担保に供している資産

担保資産	
土地	101,031百万円
担保付債務	
長期預り保証金	19,000百万円

(5) 保証債務

次の債務保証を行っております。

従業員の住宅資金銀行借入金	302百万円
(株)マッドハウスの銀行借入金	700百万円
計	1,002百万円

(6) 区分表示していない関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,339百万円
② 短期金銭債務	57,421百万円
③ 長期金銭債務	187百万円



#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	12,350百万円
② 売上原価、販売費及び一般管理費	47,619百万円
③ 営業取引以外の取引高	702百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	598千株	0千株	一千株	598千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### ①流動の部

繰延税金資産

番組勘定評価損	2,396百万円
未払事業税等	570
未払賞与	386
その他	203
繰延税金資産合計	3,556

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	10
繰延税金負債合計	10

繰延税金資産の純額 3,546

##### ②固定の部

繰延税金資産

退職給付引当金	1,591百万円
固定資産評価差額等	441
投資有価証券評価損等	1,901
その他有価証券評価差額金	89
その他	389
繰延税金資産小計	4,413

評価性引当額 △2,290

繰延税金資産合計 2,123

繰延税金負債

固定資産圧縮記帳積立金 5,125

繰延税金負債合計 5,125

繰延税金負債の純額 3,002

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	4百万円	3百万円	0百万円

### (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	0百万円
1年超	-百万円
合計	0百万円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業関係				
子会社	㈱日テレ・テクニカル・リソーシズ	所有 間接 100.0	1名	当社番組の制作技術業務の委託	キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	5,814	短期借入金	6,154
					支払利息	38	-	-
子会社	日本テレビ音楽㈱	所有 直接 100.0	-	当社番組に係る音楽原盤及び音楽録音物の企画制作、並びに商品化権の許諾等の業務委託	キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	8,450	短期借入金	9,293
					支払利息	56	-	-
子会社	㈱パップ	所有 直接 51.0 間接 2.0	2名	当社とのコンテンツの共同制作	キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	12,517	短期借入金	13,281
					支払利息	83	-	-
子会社	㈱日本テレビサービス	所有 直接 100.0	-	当社番組に係る商品の販売業務及び保険代理店業務の委託	キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	5,455	短期借入金	5,474
					支払利息	36	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- 借入金利については、市場金利を勘案して決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 14,815円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 713円31銭    |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

日本テレビ放送網株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樋口 義行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 広瀬 勉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本テレビ放送網株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレビ放送網株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

追加情報に記載のとおり、会社は平成24年3月29日開催の取締役会における決議の上、吸収分割及び株式交換を併用する方法により会社を認定放送持株会社とするための、経営統合に関する「基本合意書」を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

日本テレビ放送網株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樋口 義行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 広瀬 勉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレビ放送網株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。

監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

追加情報に記載のとおり、会社は平成24年3月29日開催の取締役会における決議の上、吸収分割及び株式交換を併用する方法により会社を認定放送持株会社とするための、経営統合に関する「基本合意書」を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を読覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

日本テレビ放送網株式会社 監査役会

常勤監査役 漆 戸 靖 治 ㊟

社外監査役 土 井 共 成 ㊟

社外監査役 加 瀬 兼 司 ㊟

社外監査役 白 石 興二郎 ㊟

以 上